

独立行政法人国立青少年教育振興機構 年度計画（平成27年度）

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第31条の規定により、独立行政法人国立青少年教育振興機構（以下「機構」という。）の中期目標を達成するための計画（中期計画）に基づき、平成27年度における業務運営に関する計画を以下のとおり定める。

（基本方針）

平成27年度は、現中期目標期間の最終年度である5年度目にあたり、文部科学省における「国立青少年教育施設の在り方に関する検討会」の検討結果等を踏まえ、青少年教育のナショナルセンターとしての機能を強化させ、青少年教育指導者その他の青少年教育関係者（以下「青少年教育指導者等」という。）及び青少年を対象とした事業の実施、研修利用に対する指導・助言等の研修支援、青少年教育関係機関・団体等との連携促進、青少年教育に関する調査及び研究、青少年教育団体が行う活動に対する助成を実施する。

なお、国立青少年交流の家、青少年自然の家の自治体・民間への移管等の調整については、文部科学省と連携して対応する。

また、東日本大震災で被災した青少年等を対象に、自然体験活動をはじめとする体験活動の機会と場の提供等に努める。

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1. 青少年及び青少年教育指導者等を対象とする研修等の推進

青少年教育のナショナルセンターとしての役割を踏まえ、青少年及び青少年教育指導者等を対象として国の政策課題に応える事業を実施する。その際、アンケート調査等を実施し、90%以上の参加者からプラス評価が得られるよう事業の質の向上を図る。

（1）青少年教育に関するモデル的プログラムの開発

青少年教育のナショナルセンターとして、青少年の課題や国の政策課題に対応した以下の事業を関係機関・団体、公立青少年教育施設等と連携しながら厳選・特化して実施する。また、事業の企画・実施に当たっては、課題や目的を明確にするとともに、成果については、アンケートの他、具体的な行動や感想から参加者の変容を捉えるなど内容や方法を充実させ把握に努める。

- ・ 青少年の意欲や社会性、規範意識など豊かな人間性を育むための自然体験活動等のプログラム開発
- ・ 不登校・引きこもりや児童養護施設に入所する子ども等困難を有する青少年への支援を行う事業、各年齢期に対応した事業及び子育て支援の事業
- ・ その他、環境教育やボランティア活動の推進に関する事業など、国の政策課題に対応した

青少年の体験活動事業

(2) 青少年の国際交流の推進

青少年及び青少年教育指導者等を対象とした、以下の国際交流事業・異文化理解事業を実施する。

- ・日独の青年及び青少年指導者の交流事業
- ・日韓青少年交流事業
- ・東アジア青少年交流事業
- ・韓国青少年活動振興院との交流協定に基づく事業

(3) 青少年教育指導者等の養成及び資質の向上

① 青少年教育指導者等の養成事業や研修事業、学校の教職員の研修事業として、以下の事業を実施する。

- ・教員免許状更新講習
- ・体験活動安全管理研修
- ・全国青少年教育施設所長会議
- ・ボランティア養成研修
- ・絵本専門士養成講座

② 体系的な指導者養成・活用システムを構築するため、関係機関・団体と連携し、新たに作成した自然体験活動に関する全国共通の指導者養成カリキュラムによる指導者養成事業を実施する。

(4) 青少年の体験活動等の重要性についての普及・啓発

① 青少年の体験活動や読書活動、基本的な生活習慣等の重要性を社会に発信するため、関係機関・団体と連携した事業や施設を活用した事業等を実施する。

② 「体験の風をおこそう」運動を通じて、青少年の体験活動を推進する機運を高めるための各種事業を行う。

③ 「早寝早起き朝ごはん」国民運動を通じて、青少年の基本的な生活習慣の定着を図るための各種事業を行う。

④ 「子供の貧困対策に関する大綱」(平成26年8月29日閣議決定)を踏まえ、経済的に困難な状況にある子供を対象に、多様な体験活動の場を提供する。

2. 青少年及び青少年教育指導者等を対象とする研修に対する支援

青少年及び青少年教育指導者等の多様で主体的・効果的な学習活動を促進するため、広く学習の場や機会、情報を提供し、指導・助言等の教育的支援を行う。その際、研修利用団体を対象にアンケート調査を実施し、80%以上の利用団体からプラスの評価を得られるよう質の向上を図る。

(1) 研修利用の促進

① 新規団体を含めた利用者のニーズを踏まえ、事前事後の支援も含め活動内容を充実するな

どして、青少年及び青少年教育指導者等の研修利用を積極的に促進し、利用団体数を増加させる。特に新規の利用団体の受入れを充実させる。

- ② 青少年及び青少年教育指導者等の研修利用について、年間、青少年人口の1割程度の研修利用者を確保する。

(2) 研修に対する支援の推進

- ① 利用団体の研修目的に応じ、より効果的に研修を実施できるよう、研修計画の作成・実施に対する教育的な狙いを踏まえた指導・助言等を行う。特に、集団生活による規律ある生活態度・生活習慣の涵養のための指導・助言の充実を図る。
- ② 全年齢期の青少年の研修利用に対応するため、利用者のニーズや施設の立地条件等を活かした活動プログラムを教育的な観点に立って開発するとともに、その内容の充実を図る。
- ③ 学校教育との緊密な連携の下、新学習指導要領の各教科等の目標・内容等に沿ったプログラムの開発・提供等に取り組む。

3. 青少年教育に関する関係機関・団体等との連携促進

(1) 関係機関・団体等とのネットワークの構築

従来構築してきたネットワークを活かした青少年に係る情報の収集及び提供並びに各業務・事業の実施に加え、民間団体等とのネットワークを更に広げ、連携した事業を促進する。

(2) 全国的な連絡会・協議会等の実施

青少年に関する関係機関・団体等と連携して、全国青少年教育施設協議会等の全国的な連絡会・協議会等を開催する。

4. 青少年教育に関する調査及び研究

(1) 調査及び研究体制の強化

① 青少年教育研究センターの運営

青少年教育研究センターを中心として、青少年教育に関わる調査及び研究の充実を図る。

② 調査及び研究体制の整備

青少年教育研究センターにおいて、機構職員を一定期間調査及び研究に従事させることにより、調査研究の知識等のある人材を育成し、調査及び研究体制を整備する。

(2) 調査及び研究の実施

(a) 基礎的な調査及び研究の実施

青少年及び青少年教育に関する調査及び研究として、青少年、保護者、青少年教育施設を対象とした調査研究を実施する。

- ① 平成26年度に実施した「青少年の体験活動等に関する実態調査」の結果を分析し、その成果を取りまとめる。

- ② 青少年の意識等に関する諸外国と日本との比較調査を実施する。
 - ③ 青少年教育に関する諸文献・資料など各種情報を収集し、ホームページや青少年教育情報センター等において、広く情報を提供する。
- (b) 青少年教育に関する専門的な調査及び研究
- 社会学や心理学等の多様な関連学問領域との連携を図りながら、以下のような事業を実施する。
- ① 青少年の各年齢期の課題に対応した、体験カリキュラムの作成に着手する。
 - ② 課題を有する青少年のための教育相談等に関する研究を実施する。
 - ③ 青少年教育施設等で実施される体験活動の教育効果に関する調査及び研究を施設と連携して実施する。
 - ④ 都市型青少年施設に関する調査研究を実施する。
- (c) 調査及び研究の成果等の活用
- ① ホームページなどを通じ、個票データを含め、機構で実施した調査及び研究の成果等を広く提供する。
 - ② 調査及び研究の成果等について、報告書等を通じて青少年教育に関する国の政策立案等に寄与する。

5. 青少年教育団体が行う活動に対する助成

(1) 助成金の交付に関する計画

青少年教育に関する団体に対して当該団体が行う以下に掲げる活動に必要な資金に充てるための助成金を交付する。

その際、体験活動と読書活動に対する助成については、全国各地で広く、かつ地域に偏りなく子どもの活動機会が提供されるよう留意しつつ、特色ある新たな取組や、活動の振興を図る取組の裾野を広げるような活動を中心に交付する。

さらに、「子供の貧困対策に関する大綱」(平成26年8月29日閣議決定)を踏まえ、経済的に困難な状況にある子供を対象とした活動については、参加する子供の負担が軽減されるよう措置を講ずる。

また、中期目標期間中の助成金の交付の成果を収集し、情報提供を行う。

(a) 子どもの体験活動の振興を図る活動に対する助成

- ① 子どもを対象とする自然体験、社会奉仕体験、職業体験、科学技術体験、交流体験等の体験活動の機会を提供する活動
- ② 指導者の養成や関係団体間の交流・連携等、子どもを対象とする体験活動を支援するための活動

(b) 子どもの読書活動の振興を図る活動に対する助成

- ① 子どもを対象とする読書会、読み聞かせ等の読書活動を推進する活動
- ② 読書ボランティアの養成や関係団体間の交流・連携等、子どもを対象とする読書活動を

支援するための活動

- (c) インターネット等を通じて提供することができる子ども向けの教材の開発・普及を行う活動に対する助成

助成金の交付を受けた団体が開発したソフトについて、当該団体と連携して、その有効活用を図る。

(2) 選考手続き等の客観性及び透明性の確保

① 審査委員会の設置

引き続き、外部専門家や有識者等の参加を得た第三者による委員会を設置（必要に応じて分野ごとの専門委員会を置く。）し、審査方法等選定に関する基準を策定の上、審査を行う。

② 選考に関する基準及び採択結果の公表

ホームページやパンフレット等により公表する。

(3) 資金の確保、運用及び管理の客観性及び透明性の確保

資金の確保について、全国規模による法人のメリットを活かして、民間企業等からの寄附金獲得のための活動を積極的に行う。資金の運用及び管理については、資金管理委員会により検討し、資金運用における客観性及び透明性を確保しつつ、金利状況を勘案した上で安全性の高い金融機関及び金融商品での運用を行い、適切に管理する。

6. 共通的事項

(1) 広報の充実

- ① 施設の利用案内や事業等について、最新の情報を分かりやすい形で積極的にホームページで提供する。
- ② マスメディアの積極的な活用として、機関紙等への連載、プレスリリースを行う。
- ③ 青少年教育に関する情報について、ホームページや刊行物等の配布を通じて、国民にわかりやすく提供する。

(2) 各業務の成果の普及

各業務の成果等の活用・普及を図るため、関係機関・団体や公立青少年教育施設に対して、以下のことを実施する。

- ① 開発したプログラム等の普及を図るため、関係機関・団体や公立青少年教育施設等と連携したフォーラム等の開催や各種団体等の研究会などを活用する。
- ② 事業報告書の配布やホームページへの掲載等、広く普及を図る。
- ③ 関係機関・団体や公立青少年教育施設等との連携を促進するとともに利用促進広報活動を通じて、必要としている情報やニーズを把握する。

(3) 各業務の点検・評価の推進

90%以上の事業参加者及び80%以上の研修利用団体から「満足」・「有意義」などのプラスの評価を得られるよう事業の質の向上を図る。また、アンケート調査をもとに、事業参加者

のニーズ等を分析し、事業の質の向上、改善に反映させる。

また、毎年度の業務全般について自己点検・評価を行うとともに、外部有識者からなる評価委員会による外部評価を行い、その評価結果を「自己点検・評価報告書」としてまとめ、公表する。評価結果については、次年度以降の業務改善に適切に反映させる。

(4) 各業務における安全性の確保

利用者や事業参加者及び職員等の安全を確保するため、以下の方策を講じる。

- ① 「安全管理マニュアル」や「危険度の高い活動プログラム安全対策マニュアル」などの改善・充実を図り、遵守する。
- ② 日常的な施設設備及び教材教具類の保守点検を実施する。
- ③ 安全管理情報の共有化を図るための「事故事例集」を改訂・配布する。
- ④ 関係機関や民間団体と連携し、国公立青少年教育施設職員や民間事業者等の安全意識の高揚及び指導技術向上のための安全管理研修を実施する。

(5) 民間団体・企業・ボランティア等の参画の推進

- ① 課題とニーズを踏まえ、民間団体・企業等の参画とともに、各分野の専門的な指導者の協力を得て、事業等を行う。
- ② 事業に参画するボランティアの養成・登録を推進し、事業の企画立案や実施運営にボランティアの参画する機会を拡充するよう努める。

II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1. 業務の効率化

(1) 一般管理費等の削減

一括調達・共同調達・包括化・複数年化の実施等により、平成22年度と比較して一般管理費（安全確保に関する保守・修繕費等を除く）については15%以上、業務経費（基金事業費及び安全確保に関する保守・修繕費等を除く）については5%以上の削減を行う。

(2) 給与水準の適正化

総人件費削減に伴う人員削減として、平成27年度計画分の人員削減を実施する。

そのほか、政府における総人件費削減の取組や独立行政法人制度改革等を踏まえた給与水準の適正化を図る。

(3) 外部委託の推進及び契約の適正化

- ① 平成27年度及び平成28年度に更新を予定している外部委託契約について点検を行い、包括化や複数年化を推進する。
- ② 管理・運営業務について、業務の効率化、経費削減の観点から、システム運用支援・保守

に関する外部委託について、官民競争入札等を導入するため、委託スキームの策定及び入札手続きを実施する。

- ③ 管理・運営業務について、個々の業務の点検等を行い、外部委託契約の見直しを進めるとともに、新たな外部委託化の検討を行う。

(4) 業務の電子化の推進

業務システム・情報インフラの見直し等により、業務運営の情報化・電子化を推進するとともに、効率化を図る。

また、情報セキュリティポリシーの見直しを行い、必要な改善と着実な運用を図る。

(5) 保有資産の見直し

保有資産については、平成25年度に設置した保有資産等利用検討委員会により定期的に利用実態等を把握するとともに、その必要性等の見直し検討を不断に行う。

2. 効果的・効率的な組織の運営

(1) 内部統制の充実・強化

中期目標・中期計画を踏まえた事業方針・運営方針等を本部主催の会議等を通じ、全職員に周知徹底を行う。その際、コンプライアンス意識も向上させる。

また、役員会議や役員懇談会等を通じ、業務の進捗状況を把握し、必要な業務改善を行い、機構として取り組むべき課題に対し、適切に対応する。

監事監査においては、「監事監査指針」（平成26年12月19日独立行政法人、特殊法人等監事連絡会了承）に沿って機構の果たすべき役割等に注視した監査を行う。また、理事長と意見交換を行いながら、法人の長としてのマネジメントに留意した監査を実施する。

内部監査においては、必要に応じて、業務ごとに本部担当部署に監査員を委嘱し、専門的な見地から定期監査を実施するほか、日常のモニタリングも行うことにより、適切な業務改善を行う。

(2) 各施設の役割の明確化及び運営の改善

本部を中心とした各施設の役割分担については、平成23年度に設置した「国立青少年教育施設の管理運営の在り方等に関する調査研究協力者会議」において検討を進めるとともに、各施設の特色や機能をより明確化する。

(3) 各施設の自治体・民間への移管等

文部科学省が作成する工程表に沿って、引き続き国立青少年交流の家、青少年自然の家の自治体・民間への移管等に向けた調整を行う。

「新しい公共」型の管理運営について、試行的に実施した施設については、これまでの取組を踏まえ、実施可能な施設については、本格実施に移行するとともに、その他の施設についても、効果的・効果的な管理運営に努める。

(4) 施設の効率的な利用の促進

- ① 施設の効率的な利用の促進の観点から、青少年教育に関する業務の遂行に支障のない範囲内で、施設を一般の研修利用に供する。
- ② 平成20年度に策定した「稼働率向上（利用者増加）のための対策」を踏まえ、本部と施設が一体となった取組を推進する。
- ③ 国立オリンピック記念青少年総合センターを含む全施設の利用者数や宿泊室稼働率等を分析の上、更なる研修利用の促進と施設の効率的な運営を進める。

Ⅲ 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

収入面に関しては、実績を勘案しつつ、計画的な収支計画による運用を行う。また、自己収入の確保の観点から、前中期目標期間の収入実績及び「国立青少年教育施設の在り方に関する検討会」の提言をもとに検討し、利用者への一定の周知期間が必要であることに配慮しつつ、施設使用料や活動プログラムに係る費用等の設定を見直す。

さらに、科学研究費補助金等の申請、国や民間企業等からの受託事業等を積極的に受け入れ、外部資金の確保及び寄附金の増加に努める。

また、管理・運営業務の効率化を進める観点から、毎事業年度において、適切な効率化を見込んだ予算による運営を行う。

1. 予算

別紙1のとおり。

2. 収支計画

別紙2のとおり。

3. 資金計画

別紙3のとおり。

Ⅳ その他主務省令で定める業務運営に関する事項

別紙4のとおり。

1. 施設・設備に関する事項

- (1) 施設・設備に関する施設整備5ヶ年計画に基づき、保守・管理を適切に行う。また、快適な

食・住環境の確保、利用者の安心・安全な体験活動に必要な施設・設備の改善等を進める。

- (2) 利用者のニーズを踏まえ、特に幼児・高齢者、身体障がい者等が円滑に施設及びサービスを利用できるようバリアフリー化を進める。

2. 人事に関する計画

(1) 方針

平成24年度に改正した「人事に関する基本方針」に基づき、着実に人事計画を実施する。

① 人員の適正配置・見直し

人員の適正配置を行うとともに、業務の質・量に応じた人員配置の見直しを定期的に行う。

② 職員の資質向上を図るための研修

職員の企画力、指導力、接客サービスの向上などを図るための研修を計画的に実施する。

また、外部での研修に積極的に参加させる。

③ 人材確保

新規職員の計画的な採用、地方公共団体、教育委員会、国立大学法人、民間団体等との人事交流や任期付任用、幹部職員の公募などの多様な方法により、意欲ある優秀な人材の計画的な確保に努める。

④ 人事評価

国における人事評価の趣旨等を踏まえ、人事評価を実施し、その評価結果を適切に処遇等へ反映させる。

(2) 人員に関する指標

政府における総人件費削減の方針を踏まえ、組織・体制の見直しに伴う人員削減計画を着実に実施することとし、平成27年度計画分の人員削減を実施する。

別紙1

平成27年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
[収 入]	
運営費交付金	9, 029
施設整備費補助金	0
事業収入等	1, 579
計	10, 609
[支 出]	
運営費	10, 609
一般管理費	1, 894
業務経費	4, 469
事業費	2, 169
基金事業費	2, 300
人件費	4, 246
施設整備費	0
計	10, 609

(注) 区分ごとに表示単価未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

別紙2

平成27年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	10,696
經常費用	10,696
事業経費	4,469
一般管理費	1,894
人件費	4,246
受託経費	0
減価償却費	87
財務費用	0
収益の部	10,696
運営費交付金収益	9,029
施設使用料等収入	1,579
受託収入	0
資産見返運営費交付金戻入	85
資産見返物品受贈額戻入	2
資産見返寄付金戻入	0

(注) 区分ごとに表示単価未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

別紙3

平成26年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	10,609
業務活動による支出	10,609
投資活動による支出	0
資金収入	10,609
業務活動による収入	10,609
運営費交付金による収入	9,029
施設使用料等収入	1,579
受託収入	0
投資活動による収入	0
施設整備費補助金による収入	0
財務活動による収入	0
前期中期目標の期間よりの繰越金	0

(注) 区分ごとに表示単価未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

別紙4

平成27年度施設・設備に関する計画

区 分	予定額（百万円）	財 源
	0	独立行政法人国立青少年教育振興機構施設整備費補助金
計	0	

[注記] 金額は見込みである。

なお、上記のほか、業務実施状況等を勘案した施設整備が追加されることがあり得る。また、施設・整備の老朽度合を勘案し改修（更新）等が追加される見込みである。